



安全互助会だより

— 共済事業のご案内 —

第14号（令和4年2月1日発行）
 一般財団法人北海道高等学校安全互助会
 〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目 第二道通ビル
 TEL (011) 252-0200 FAX (011) 252-0201
 URL <http://www.h-anzen.com/>



相互扶助の輪を 広げよう

理事長 新井田 寛

懸命な新型コロナウイルス対策が進められていますが、ウィズコロナの時代はまだ続きそうです。新型株の出現もあり未だ予断は許されま

せん。

安全互助会は生徒の学校生活や、保護者のPTA活動でケガなどを被った場合の経済的負担の軽減と、生徒の心身の健康と安全を図ることを目的に北海道高等学校PTA連合会が設立した互助組織です。

父母の皆さんには、この加入案内で共済事業への理解を深めていただき、相互扶助の輪に加わってくださいますようお願いいたします。

安全互助会は次の事業を行います

- 学校の管理下で発生した生徒の災害にスポーツ振興センターに上乗せして給付します
- PTAの管理下で発生したPTA会員と生徒の災害に給付します
- 高校生の心身の健康と安全のための普及啓発事業を実施します

みんなで加入し高校生活とPTA活動に安心と充実を

1 加入できる生徒及び保護者（PTA会員）

安全互助会と加入契約した学校（単P）に在籍している、原則として日本スポーツ振興センターに加入している生徒及びその保護者（PTA会員）

なお、加入した生徒の保護者（PTA会員）は、手続きなく共済事業の加入者となります。

加入の手続きについては、学校から案内があります。

2 会費

(1) 生徒（保護者の会費を含む）

- ・ 全日制課程・中等教育学校・専攻科の生徒 1,400円
- ・ 定時制課程の生徒 700円

(2) PTA会員で所属する単位PTAに保護する子女が在籍していない方 180円

3 共済期間（給付の対象となる災害の発生期間）

令和4年4月1日（新入生は入学日）から令和5年3月31日（卒業生は卒業日）までの期間に発生した災害

4 共済金の給付対象となる活動の範囲

- (1) 生徒 「学校の管理下」及び「PTAの管理下」で発生した災害
- (2) 保護者・PTA会員等 「PTAの管理下」で発生した災害

「学校の管理下」とは

- ① 生徒が法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
- ② 生徒が学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 上記の他、生徒が休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
- ④ 生徒が通常の経路及び方法により通学する場合

「PTAの管理下」とは

- ① PTA会員等がPTA総会など会則に基づく手続きを経て決定された、PTAが主催又は共催する行事（学校が主催する行事のうち予めPTAが組織的に参加することを決めた行事を含む）に参加している場合
- ② 生徒がスポーツ振興センターの給付対象とならない活動のうち、PTAが主催又は共催する活動に参加している場合
- ③ 生徒やPTA会員等が合理的な経路及び方法により自宅と会場の間を移動する場合

5 共済給付の区分及び共済金

ここからは、共済金の給付に関する規程の概要を掲載しています。詳しい内容については、「共済約款」や「事業方法書」を参照して下さい。

(1) 生徒

学校の管理下	死亡共済金	1,000万円 (通学中又は突然死の場合はその2分の1の額)
	障害共済金	最高1,200万円 障害の等級ごとに定める額（通学中の災害に起因する場合はその2分の1の額）
	傷病共済金	同一災害についてスポーツ振興センター給付額が、ひと月に1万円以上の場合にその4割の額（百円未満は切り捨て）。 ただし、初回月分が1万円未満の場合でも、初回月分と翌月分の合計が1万円以上のときは対象とする。 (本会からの給付額の限度はひと月につき4万円)
PTAの管理下	特別死亡共済金	1,500万円 (通学中又は突然死の場合はその2分の1の額)
	特別障害共済金	最高1,500万円 障害の等級ごとに定める額（通学中の災害に起因する場合はその2分の1の額）
	特別傷病共済金	スポーツ振興センターと同様の算定方法により算定した額が同一月で5千円以上の場合に算定した額（ただし、災害の発生の日からその日を含めて180日以内）
学P共通	歯科補綴共済金	保険外診療で歯科補綴を行った場合に、1本につき4万円を限度に2本まで（通学中の災害の場合はその2分の1の額）

- 「傷病共済金」のうち、平成31年3月31日以前に発生した災害の給付額は別規定によります。
- 「障害」関係の共済金はスポーツ振興センターの区分した等級を適用します。例えば、「障害共済金」の場合、1級は1,200万円、14級は25万円です。

(2) PTA等

PTAの管理下	PTA死亡共済金	400万円 (移動中又は突然死の場合はその2分の1の額)
	PTA障害共済金	最高400万円 障害の等級ごとに定める額（移動中の災害に起因する場合はその2分の1の額）
	PTA傷病共済金	入院 7～30日 5万円 31日以上 10万円 1災害1回限り 通院 3日以上 1万円 1災害1回限り

※（一般事業）

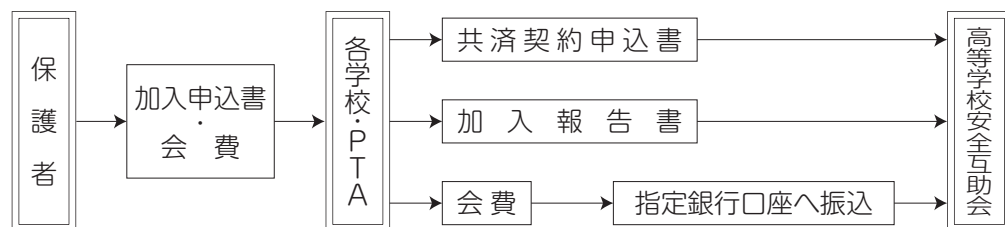
香料給付事業	生徒が死亡した場合で、スポーツ振興センター及び本会の共済金の給付対象とならなかったときに10万円を給付
--------	---

6 共済金を支払わない場合あるいは制限する主な場合

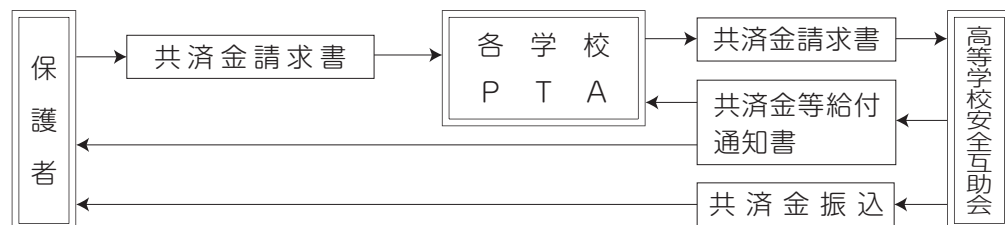
- ・ 被害を被った場合で加害者から損害賠償を受けたとき（「死亡」及び「障害」の場合を除く）
- ・ 被共済者の重大な過失による場合
- ・ 被共済者の自殺行為（スポーツ振興センターの給付対象となった場合を除く）、犯罪行為又は闘争行為による場合
- ・ 被共済者の無資格での自動車等の運転中、酒に酔った状態又は麻薬等の影響により、正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の場合
- ・ 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産の場合
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等の事変又は暴動の場合
- ・ 地震もしくは噴火又はこれらによる津波の場合
- ・ 旅行・集団宿泊的行事における航空機、船舶及び車両等の事故の場合
- ・ 核燃料物質等の放射性、爆発性等による災害の場合
- ・ 頸部症候群（むちうち症）、腰痛等で医学的他覚所見のない場合

7 加入・共済金請求手続き

加入手続き



共済金請求手続き



関 連 事 業

- 1 安全普及啓発事業（生徒の心身の健康と安全に係る普及啓発事業）
 - ・ 生徒の安全や健康及び健全育成に係る講演等の安全普及啓発事業
- 2 助成事業（生徒の心身の健康と安全に係る高校教育関係諸団体への助成事業）
 - ・ 北海道高等学校長協会調査研究部生徒指導委員会
 - ・ 北海道高等学校養護教諭研究会
- 3 広報事業（財団法人及び共済事業への理解を促す広報事業）
 - ・ 「安全互助会だより」の発行・配布（8月、2月）
 - ・ 「共済事業の手引」の発刊・配布
- 4 共催事業（北海道高等学校PTA連合会と共催した諸事業）

本会ではホームページを開設しています <http://www.h-anzen.com/>

共済金給付に関する規程（共済約款、事業方法書）、Q & A、加入手続きなどが掲載されています。

■ 共済金・香料給付状況

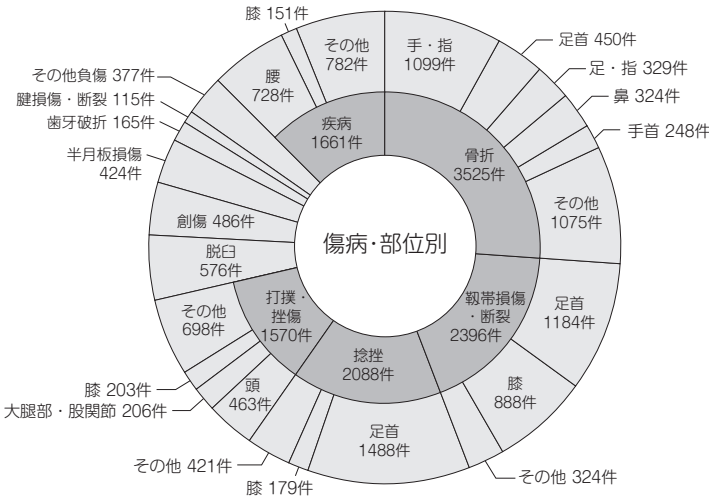
平成27年4月1日～令和3年12月31日

○生徒を対象		発生件数	給付件数	給付金額
学校 管理下	死亡共済金	1件	1件	5,000,000円
	障害共済金	7件	7件	3,750,000円
	傷病共済金	13,383件	19,165件	302,400,600円
	歯科補綴共済金	10件	10件	430,000円
PTA 管理下	特別死亡共済金	0件	0件	0円
	特別障害共済金	0件	0件	0円
	特別傷病共済金	7件	7件	66,500円
	香 料	33件	33件	3,300,000円
生徒計		13,441件	19,223件	314,947,100円

○PTAを対象			
PTA死亡共済金	0件	0件	0円
PTA障害共済金	0件	0件	0円
PTA傷病共済金	7件	7件	150,000円
生徒・PTA総計	13,448件	19,230件	315,097,100円

■ 生徒の傷病発生件数の分析 発生件数 13,383件(生徒の傷病及び特別傷病の発生件数)

〈場面別〉	〈学年・男女別〉	〈傷病別〉
授業中 3,139件	1 年 5,480件	骨折 3,525件
体育 2,347件	男 3,416件	捻挫 2,088件
体育以外 79件	女 2,064件	脱臼 576件
行事中 713件	2 年 5,419件	打撲・挫傷 1,570件
部活動中 9,045件	男 3,464件	創傷 486件
球技 7,799件	女 1,955件	靱帯損傷・断裂 2,396件
武道 339件	3 年 2,477件	半月板損傷・断裂 424件
他運動部 708件	男 1,628件	腱損傷・断裂 115件
準備運動 123件	女 849件	歯牙破折 165件
文化系部 76件	4年以上 7件	その他負傷 377件
その他在校中 534件	男 2件	疾病 1,661件
休憩時間 335件	女 5件	
始業前 37件		
放課後 162件		
通学中 658件		
自転車 447件		
自転車外 211件		
PTA活動中 1件		
PTA移動中 6件		



問い合わせ先

一般財団法人北海道高等学校安全互助会

事務局 〒060-0005

北海道札幌市中央区北5条西6丁目1 第2北海道通信ビル

TEL (011) 252-0200

FAX (011) 252-0201